

# 公営企業会計制度に関する実務研究会（第1回）

## 【開催日時等】

- 開催日時：平成18年12月27日（水）15:00～17:00
- 場所：総務省第4特別会議室
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、森田委員、石井委員、山崎委員、今枝委員、舟本委員、土田委員、平山委員、遠藤委員、菊池委員、小関委員、栄畑大臣官房審議官、丹下公営企業課長、井上公営企業経営企画室長、和田地域企業経営企画室長 他

## 【議題】

- (1) 研究会の運営について
- (2) 資料説明及び意見交換
- (3) その他

## 【配布資料】

- 「公営企業会計制度に関する実務研究会」開催要綱（案） …… 資料1
- 地方公営企業会計制度研究会〈報告書〉平成17年3月 …… 資料2
- 新しい地方再生制度研究会報告書（概要） …… 資料3-1
- 新しい地方再生制度研究会報告書 …… 資料3-2
- 主な検討項目 …… 資料4
- 棚卸資産の取扱いについて …… 資料5
- 事業の特性により発生する赤字の取扱いについて …… 資料6

## 【概要】

- 事務局から資料1～6説明

### ○ 資料5関係

#### ■ 事務局説明概要

- ・ 新しいフロー指標においては一般会計等と連結させることが必要。
- ・ 用いる指標としては、基本的にはこれまでの資金不足額・不良債務と考えているが、宅地造成事業の売却用宅地は企業会計では流動資産の中に含まれることから、この扱いについて確認的な検討が必要。
- ・ 販売用宅地の中には1年を超えて残っているものが含まれるが、流動資産となっているためプラス要素となるもの。
- ・ 一方、土地が売れると一般的にはその売却収入は土地の造成費に充てられた起債の償還に充てられるため、流動資産は減少するが、見合いの流動資産は減少しないのでマイナス要素となってしまうところ。
- ・ 他の棚卸資産（貯蔵品）の中にも長期に渡って計上されているものがあるのかについては、法適用全事業区分について貯蔵品等、棚卸資産の状況を調べたところ、公営企業の場合、棚卸資産は大部分が事業用の部品や消耗品であり、商品（半製品）はほとんどなく、宅地造成事業の販売用宅地以外は、基本的には1年以内に現金化、費用化するものであることを確認。
- ・ 以上のような状況であるが、販売用宅地以外の棚卸資産については、現行どおり流動資産に含めておくということの問題はないか、販売用宅地についてはどのように取り扱うべきか。

#### ■ 委員からの主な意見

- ・ 維持管理のため持っている棚卸資産の中には、ダイレクトに料金に結びつくとはいえないものもあるが、棚卸資産のうち1年以内に現金化できないものであっても、正常なサイクルの中で循環しているものについては、資金不足額・不良債務を算定する際の流動資産にカウントしてよいのではないか。
- ・ 公営企業の棚卸資産については、宅地造成事業の販売用不動産以外は、基本的に1年以内に現金化・費用化できると考えていいのではないか。
- ・ 新たなフロー指標として、普通会計の実質収支のいわゆる「赤字」に公営企

業会計の不良債務をいわゆる「赤字」として連結する場合には、ここでいういわゆる「赤字」は当該年度の各会計の資金収支のことをいうものとして誤解のないようにしておくべきではないか。

- ・ 資金不足額を算定する場合の流動資産に、宅地造成事業における販売用不動産を含めるためには、少なくとも完成宅地であって時価評価をされていることが前提ではないか。
- ・ 宅地造成事業について、完成宅地と未成宅地を分けて、前者に時価評価を入れて把握するということは、実際的には相当困難ではないか。

## ○ 資料6関係

### ■ 事務局説明概要

- ・ 公営企業、特に地下鉄、下水道事業については、施設が供用開始されるまでの間、収入が入らないこと等のためや起債の償還期間が施設の耐用年数より短いため、資金不足が生じる場合がある。
- ・ このような効率的な経営を行っても発生しうるような資金不足については新しいフロー指標の算定において考慮する必要があるのではないか。
- ・ このことについては「新しい地方財政再生制度研究会報告書」においても留意することが必要であるとされている。
- ・ このような事業の特性により発生する資金不足額を、新たなフロー指標の算定から控除することについて、考え方や留意事項、方法についてどう考えていくべきか。

### ■ 委員からの主な意見

- ・ 公営企業の場合、事業の特性上、やむをえず資金不足が発生する部分があるので、それについては考慮する必要があるのではないか。
- ・ しかし、考慮する際、借入金の増加、資金繰りが厳しくなっていることには違いないので、考慮しない数字も示すなど、この部分の資金不足が考慮されまじすといったことも何らかの形で情報開示する必要があるのではないか。
- ・ 事業の特殊性により発生する資金不足については、合理的に算定する必要があるのではないか。
- ・ 一定の資金不足は引かれるからということで、新規投資をどんどん行っても比率が一向に悪くならないことが想定されるが、突然悪くなることがないよう、制度の趣旨を十分考慮し資金不足を控除する必要があるのではないか。
- ・ 高資本費対策や高度不採算医療等によるものも事業の特殊性により発生する資金不足に含めることを検討できないか。
- ・ 事業の特殊性により発生する資金不足として控除対象とすべきものは、当該公営企業の経営責任とはいえない、いわば制度的・構造上生じるような資金不足に限定すべきではないか。
- ・ また、将来その資金不足が確実に解消されることが合理的に見込まれるもの、担保されるものにすべきでないか。